

預かり保育の利用料が、無料となる場合があります。

1 無償化の対象者

幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する子どもで、市から「保育の必要性がある」と認定（施設等利用給付認定）を受けた子ども

◆施設等利用給付認定

2号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳以上の子ども
3号認定	保育の必要性がある4月1日時点で3歳未満の市民税非課税世帯の子ども

◆保育の必要性があるとは

保護者（父・母）のいずれもが、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 居宅外で就労している（予定を含む。）
- ② 自営業（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）
- ③ 出産前後（出産前8週間・後8週間に限る。）
- ④ 学校に在学中
- ⑤ 病気のと看
- ⑥ 障がいがあるとき
- ⑦ 親族の介護しているとき
- ⑧ 求職活動中（3カ月に限る。）

2 申請に必要な書類

- (1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- (2) 保護者（父・母）が1の①から⑧のいずれかに該当することを証明する書類

申請書の最後にそれぞれに必要な添付書類が記載されていますので、ご確認ください。

3 書類の提出方法

2の書類をまとめて、直接市の窓口（福祉総務課こども未来係）に提出するか、封筒に入れ封をして施設にお渡しください。

申請書に記載したマイナンバーの確認をしますので、施設経由で提出する場合は、マイナン

バーカードまたは通知カードの写し、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。窓口
に直接提出する場合は、マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードな
ど）、窓口で申請する方の本人確認書類をお持ちください。

4 提出期限

黒石市への提出期限は、認定希望日の前月15日です。

5 無償化の方法

預かり保育の無償化上限額

施設等利用給付認定	上限額
2号認定	① 11,300円 ② (利用日数×450円) ③ 月額利用料 いずれか一番低い額
3号認定	(満3歳から) ① 16,300円 ② (利用日数×450円) ③ 月額利用料 いずれか一番低い額

※ 利用料は施設ごとに異なります。

利用料の無償化分の給付方法は、施設が保護者に代わって市に請求し、市が施設へ支払う
「法定代理受領」となります。

利用料が無償化上限額以内の場合は、保護者から施設への支払いはありません。

上限額を超えた差額は、施設にお支払いください。

問い合わせ先：黒石市健康福祉部福祉総務課こども未来係

電話 52-2111(内線515・516) FAX 52-7151